

対象となる納税者には税務署から個別に案内

# 外国税額控除の明細書にミス、 控除額過大で3,000件に影響

国税庁は12月6日、「外国税額控除に関する明細書」の様式に誤りがあり、一部の納税者の外国税額控除の金額が過大に算出される場合があることを明らかにした。同庁によると、分配時調整外国税相当額控除の適用を受ける納税者が、明細書の様式に沿って計算をすると外国税額控除額が過大に算出されるケースがあったという。このため、修正が必要と見込まれる納税者に対しては、所轄税務署から修正申告や、加算税等なしでの不足分額の納付の案内を行うとしており、すでに一部で開始されている。明細書の様式が改訂された令和2年分から令和5年分に申告された約3,000件に影響があるとされ、多くの納税者の納付額は1件当たり数百円～数千円程度とされる。

今回の明細書の様式の誤りは、国税庁が定額減税の実施に伴い明細書の改訂作業を進めていた際に判明した。外国税額控除の限度額を計算する際の分配時調整外国税相当額控除の金額を控除する順序が誤っていたことが原因としている。

## 本来であれば分配時調整外国税相当額控除の金額を先に控除

国税庁は12月6日、「外国税額控除に関する明細書」の様式に誤りがあり、一部の納税者の控除額が過大に算出されるケースがあることを明らかにした。

過大に算出される可能性があるのは、分配時調整外国税相当額控除の適用を受けている納税者で、明細書や「確定申告書等作成コーナー」の手順に沿って外国税額控除の計算をすると、控除額が過大に算出されるケースがあったという。

具体的には、外国税額控除の適用を受ける際は、「外国税額控除に関する明細書」を申告書に添付する必要があるが、分配時調整外国税相当額控除の適用を受ける納税者の外国税額控除の控除限度額の計算の基礎となる所得税及び復興特別所得税の金額は、それぞれ分配時調整外国税相当額控除の金額を控除した後の金額となると、同控除を控除する前の金額を記載するよう誤った案内が行われていたものとしている（表参照）。

## 不足税額の納付を予定も、国税庁側の改訂ミスで加算税等はなし

修正の対象となる期間は、明細書が改訂された令和2年分から令和5年分までの4年分の申告で、約3,000件に影響があるとされる。国税庁のサンプル調査によれば、納税額は、

大半の納税者で1件当たり数百円～数千円程度になると見込まれており、不足分の徴収に際しては、本税のみで延滞税や加算税は賦課されない。